二　海中公園地区

名称	位置
瓢箪島海中公園地区	東京都小笠原村瓢箪島地先海面
人丸島海中公園地区	東京都小笠原村人丸島地先海面
兄島海中公園地区	東京都小笠原村兄島瀬戸北部地先海面
父島宮之浜・釣浜海中公園地区	東京都小笠原村兄島瀬戸南部地先海面
父島巽湾（中海岸）海中公園地区	東京都小笠原村父島西海岸地先海面
父島巽湾（鯨崎）海中公園地区	東京都小笠原村父島西海岸地先海面
父島巽湾（西海岸）海中公園地区	東京都小笠原村父島西海岸地先海面
南島海中公園地区	東京都小笠原村南島地先海面
母島椰子浜海中公園地区	東京都小笠原村母島庚申塚及び石門地先海面
母島ウエントロ海中公園地区	東京都小笠原村母島石門及び東崎地先海面
母島御幸之浜海中公園地区	東京都小笠原村母島御幸之浜地先海面
向島東海岸海中公園地区	東京都小笠原村向島地先海面
平島海中公園地区	東京都小笠原村平島地先海面

三　保護施設

種類	位置
自然再生施設	東京都小笠原村（聟島列島）
自然再生施設	東京都小笠原村（父島列島）
自然再生施設	東京都小笠原村（母島列島）
自然再生施設	東京都小笠原村（西之島）
自然再生施設	東京都小笠原村（火山列島）

四　単独施設

種類	位置
園地	東京都小笠原村父島（宮之浜）
園地	東京都小笠原村父島（三日月山）
宿舎	東京都小笠原村父島（奥村）
園地	東京都小笠原村父島（旭山）
園地	東京都小笠原村父島（境浦）
園地	東京都小笠原村父島（初寝浦）
園地	東京都小笠原村父島（中央山）
園地	東京都小笠原村父島（コペペ）
園地	東京都小笠原村父島（小港）
園地	東京都小笠原村父島（父島南崎）
園地	東京都小笠原村母島（北村）
園地	東京都小笠原村母島（庚申塚）
園地	東京都小笠原村母島（玉川ダム）
園地	東京都小笠原村母島（船木山）
園地	東京都小笠原村母島（鮫ヶ崎）
園地	東京都小笠原村母島（御幸之浜）
園地	東京都小笠原村母島（母島南崎）

五　道路

（一）　車道

東京都小笠原村父島（宮之浜道・国立公園境界）	から同島（宮之浜）まで
東京都小笠原村父島（大根山・国立公園境界）	から同島（西町）まで
東京都小笠原村父島（屏風谷・国立公園境界）	から同島（境浦・国立公園境界）まで並びに同島（奥村・国立公園境界）から同島（長谷・国立公園境界）及び同島（時雨山）まで
東京都小笠原村父島（北袋沢・国立公園境界）	から同島（小港）まで
東京都小笠原村母島（蝙蝠谷・国立公園境界）	から同島（北村）まで
東京都小笠原村母島（南崎・国立公園境界）	から同島（南崎）まで

（二）　歩道

東京都小笠原村父島（三日月山・車道分岐点）	から同島（宮之浜道・国立公園境界）まで
東京都小笠原村父島（宮之浜）	から同島（旭山・車道分岐点）から同島（旭山）及び同島（乳頭山）まで
東京都小笠原村父島（桑ノ木山・車道分岐点）	から同島（初寝浦）まで
東京都小笠原村父島（扇浦・国立公園境界）	から同島（吹割山・車道合流点）まで
東京都小笠原村父島（コペペ）	から同島（ジョンビーチ）、同島（高山南麓）及び同島（高山南麓・歩道合流点）まで
東京都小笠原村父島（北袋沢・国立公園境界）	から同島（巽谷）まで
東京都小笠原村母島（北港・車道分岐点）	から同島（乾崎）まで
東京都小笠原村母島（東港・車道分岐点）	から同島（北村・車道合流点）及び同島（臥牛角）まで
東京都小笠原村母島（猪熊谷・車道分岐点）	から同島（石門）及び同島（石門・歩道合流点）まで
東京都小笠原村母島（元地・国立公園境界）	から同島（堺ヶ岳・歩道合流点）及び同島（元地・国立公園境界）まで
東京都小笠原村母島（元地・国立公園境界）	から同島（小富士）まで

六　運輸施設

種類	位置
係留施設	東京都小笠原村兄島（兄島瀬戸）
係留施設	東京都小笠原村父島（宮之浜）
係留施設	東京都小笠原村父島（初寝浦）
係留施設	東京都小笠原村父島（小港）
係留施設	東京都小笠原村父島（巽湾）
係留施設	東京都小笠原村南島（南島）
係留施設	東京都小笠原村母島（東港）
係留施設	東京都小笠原村母島（ウエントロ）
係留施設	東京都小笠原村母島（御幸之浜）
係留施設	東京都小笠原村向島（向島）
係留施設	東京都小笠原村平島（平島）

七　公園計画を表示した図面（省略）

○環境省告示第七十五号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第十三条第一項の規定に基づき、小笠原国立公園の特別地域の区域を変更したので、同条第二項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公示する。

変更後の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十一年十一月十二日

環境大臣　小沢　鋭仁

一　変更後の区域

東京都小笠原村内国有林小笠原総合事務所一林班から十二林班まで、十四林班から十七林班まで、二十二林班、二十五林班から二十八林班まで、三十一林班から三十六林班まで及び三十九林班の全部並びに十三林班、十八林班から二十一林班まで、二十三林班、二十四林班、二十九林班及び三十林班の各一部

東京都小笠原村聟島列島及び媒島の各一部

東京都小笠原村父島列島の弟島、兄島及び西島の各一部並びに父島の旭山、扇浦、大滝、大根山、奥村、北袋沢、桑ノ木山、境浦、時雨山、巽谷、釣浜、長谷、西海岸、西町、初寝浦、東海岸、屏風谷、吹上谷、二子、船見山、三日月山、南袋沢、宮之浜、宮之浜道及び夜明山の各一部

東京都小笠原村母島列島の母島の猪熊谷、大谷、庚申塚、蝙蝠谷、衣館、中ノ平、長浜、西浦、西台、東台、評議平、船木山、船見台及び南崎の各一部並びに姪島、妹島及び姉島の各一部

東京都小笠原村西之島の一部

東京都小笠原村北硫黄島の一部

これらの地域の地先海岸、地先島しょ及び地先岩礁の全部

二　区域を表示した図面（省略）

○環境省告示第七十六号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第十四条第一項の規定に基づき、小笠原国立公園の特別保護地区の区域を変更したので、同条第二項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公示する。

変更後の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十一年十一月十二日

環境大臣　小沢　鋭仁

一　変更後の区域

東京都小笠原村内国有林小笠原総合事務所一林班から十二林班まで、十七林班、二十五林班、三十一林班から三十六林班まで及び三十九林班の全部並びに十三林班から十六林班まで、十九林班、二十一林班から二十四林班まで及び二十六林班から三十林班までの各一部

東京都小笠原村聟島列島の聟島及び媒島の各一部

東京都小笠原村父島列島の弟島、兄島及び西島の各一部並びに父島の旭山、大滝、桑ノ木山、時雨山、巽谷、釣浜、西海岸、初寝浦、東海岸、南袋沢及び夜明山の各一部